

次期滋賀県地域福祉支援計画（原案）に対して提出された意見・情報
とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成 27 年 12 月 21 日から平成 28 年 1 月 20 日までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱に基づき、「滋賀県地域福祉支援計画」原案についての意見・情報の募集を行った結果、7 名（市町・団体を含む）の方から、77 件の意見・情報が寄せられました。（なお、市町および関係団体に対しては、文書による意見照会を行いました。）

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
第 1 章 はじめに	8
第 2 章 計画策定にあたっての県の基本的認識	14
第 3 章 基本理念と基本方針	21
第 4 章 今後 5 年間の重点的な取組	9
第 5 章 取組の方向性	
1 共生の地域福祉の推進	7
2 担い手づくり	8
3 安心のサービス利用	8
第 6 章 計画に係る指標	1
第 7 章 計画の進行管理	0
参考資料	1
合 計	77 件



3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第1章 はじめに			
1	1	「福祉を取り巻く環境」を「県民の生活環境」または「暮らしを取り巻く環境」としてはどうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 この間、本県も人口減少局面を迎え、少子高齢化のさらなる進展、単身世帯の増加、地域における人々のつながりの希薄化など、福祉を取り巻く環境が大きく変化してきました。 【修正後】 この間、本県も人口減少局面を迎え、少子高齢化のさらなる進展、単身世帯の増加、地域における人々のつながりの希薄化など、 <u>県民の暮らしを取り巻く環境</u> が大きく変化してきました。
2	1	「この環境の変化は県内一律ではなく、地域により高齢化、人口減少、世帯数の増減は異なる傾向をみせています。人々のつながりについても表面的には変化がない地域もありますが、質的には大きく変化しています。」を追加すべき。	御意見と同趣旨の内容については、3ページ上段に記載しています。世帯数の増減については、御意見を踏まえ、3ページを次のとおり修正します。 【修正前】 県内においては、これまでから各地域の出生率や高齢化率の違い、産業基盤や有する人的・物的資源の違いなどに応じて、各々の地域の特徴やポテンシャルを活かして地域福祉に取り組んできました。 【修正後】 県内においては、これまでから各地域の出生率や高齢化率、 <u>世帯数の増減</u> の違い、産業基盤や有する人的・物的資源の違いなどに応じて、各々の地域の特徴や潜在的な力を活かして地域福祉に取り組んできました。
3	1	新たな制度・施策である、地域包括ケアの推進と介護保険改正による新しい総合事業は地域福祉施策として捉えていくべきであり、趣旨に書いておくべきである。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 また、国においては、平成27年4月より生活困窮者自立支援制度が始まり、平成28年4月には障害者差別解消法も施行されるなど、新たな制度が始まっています。 【修正後】 また、国においては、 ・平成26年4月の災害対策基本法改正による避難行動要支援者に対する支援の強化 ・平成27年4月の生活困窮者自立支援制度の施行 ・平成28年4月の障害者差別解消法の施行 など、取組の充実が図られるとともに、高齢者施策における地域包括ケアシステムを全世代・全対象に発展・拡大させる新しい地域包括支援体制の確立を目指した動きもみられます。
4	1	災害時要配慮者支援については、地域福祉計画に書き込むべき事項として厚生労働省から通知があり、平成25年度に地域防災計画が改正され要配慮者支援対策が大きく見直されているので趣旨に書くべきである。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 こうした社会情勢の変化や新たな制度に的確に対応し、今後とも市町の地域福祉を支援していくため、新たな地域福祉支援計画を策定するものです。 【修正後】 こうした社会情勢の変化や新たな制度に的確に対応し、今後とも市町の <u>地域福祉の推進</u> を支援していくため、新たな地域福祉支援計画を策定するものです。
5	1	「地域福祉を支援」を「地域福祉の推進を支援」もしくは「地域福祉の取り組みを支援」とすべき。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 こうした社会情勢の変化や新たな制度に的確に対応し、今後とも市町の地域福祉を支援していくため、新たな地域福祉支援計画を策定するものです。 【修正後】 こうした社会情勢の変化や新たな制度に的確に対応し、今後とも市町の <u>地域福祉の推進</u> を支援していくため、新たな地域福祉支援計画を策定するものです。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
6	1	趣旨に、市町支援だけでなく広域行政としての県の地域福祉施策のことを書くべきではないか。	<p>御意見を踏まえ、4ページを次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 また、県内を小地域（概ね小学校区や自治会の単位）、市町域、福祉圏域、全県域といったような重層的な地域の広がりの中で捉えて、市町とも連携しながら、県の果たすべき役割を担っていくことも必要です。</p> <p>【修正後】 また、県内を小地域（概ね小学校区や自治会の単位）、市町域、福祉圏域、全県域といったような重層的な地域の広がりの中で捉えて、市町とも連携しながら、<u>広域的調整が必要な支援や専門的な支援など</u>、県の果たすべき役割を担っていくことも必要です。</p>
7	1	「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」（平成27年10月）との関係を記載すべきではないか。	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正するとともに、P2の図についても、趣旨を踏まえて修正します。</p> <p>【修正前】 また、滋賀県基本構想を上位計画とし、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら定めるものです。</p> <p>【修正後】 滋賀県基本構想を上位計画とし、<u>基本構想の重点施策を推進するためのエンジンとして位置付けられる人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略や、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら定めるものです。</u></p>
8	2	福祉施策における地域福祉の位置づけについて、表現が一面的であるため、「だれもが人として尊重され、役割と居場所をもって幸せに暮らしていく地域社会をつくるために、地域社会の主体である住民と行政、暮らしの支援にかかわるさまざまな専門職らが協力・協働して課題の解決にあたる営み」としてはどうか。	<p>ここでは、地域福祉とは何かということに記載しているのではなく、地域福祉施策とそれぞれの福祉施策の関係を記載したものであり、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 福祉施策における地域福祉の位置づけ</p> <p>【修正後】 <u>地域福祉施策とそれぞれの福祉施策の関係</u></p>
第2章 計画策定にあたっての県の基本的認識			
9	3	「ポテンシャル」という表現がわかりにくいため、「様々な力」としてはどうか。	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 県内においては、これまでから各地域の出生率や高齢化率の違い、産業基盤や有する人的・物的資源の違いなどに応じて、各々の地域の特徴やポテンシャルを活かして地域福祉に取り組んできました。</p> <p>【修正後】 県内においては、これまでから各地域の出生率や高齢化率の違い、産業基盤や有する人的・物的資源の違いなどに応じて、各々の地域の特徴や<u>潜在的な力</u>を活かして地域福祉に取り組んできました。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
10	3	自治会は組織率低下より加入率低下のほうが問題となっているのではないか。	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 しかしながら、自治会などの組織率の低下をはじめ、地域や家庭のつながりの希薄化などにより、様々な困りごとを抱えて生活する人々が増えてきており、高齢者の単身世帯や子育てに不安があるひとり親世帯の増加とともに、子どもの貧困や虐待、ひきこもり、無戸籍といった社会問題など、地域が抱える課題は多様化、複雑化、深刻化しています。</p> <p>【修正後】 しかしながら、自治会などの加入率や組織率の低下をはじめ、家庭や地域など社会とのつながりの希薄化・孤立化などにより、様々な困りごとを抱えて生活する人々が増えてきており、高齢者の単身世帯や子育てに不安があるひとり親世帯の増加とともに、子どもの貧困や虐待、ひきこもり、無戸籍といった社会問題など、地域が抱える課題は多様化、複雑化、深刻化しています。</p>
11	3	困りごとを抱えて生活する人が社会から孤立しがちであるということではないか。困りごとの背景にも言及する必要があるのではないか。	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 ・多様化、複雑化、深刻化する地域の課題に対応するために、高齢者、障害者、児童など対象ごとの既存の制度の枠にとらわれず、また、サービスを受ける個人だけでなくその人の家庭が複合的な問題を抱えている場合に家庭全体の総合的な支援を行う、新たな「地域福祉」のモデルづくりに取り組みます。</p> <p>【修正後】 ・多様化、複雑化、深刻化する地域の課題に対応するために、高齢者、障害者、児童など対象ごとの既存の制度の枠にとらわれず、また、サービスを受ける個人だけでなくその人の家庭が複合的な問題を抱えている場合に家庭全体の総合的な支援を行う、新たな「地域福祉」のモデルづくりに取り組みます。</p>
12	3	「家庭の悩みもまるごと受け止める」より、個人だけではなく、個人の属する家庭が複合的な問題を抱えている場合に、家庭全体の支援を行う（総合的な支援）という趣旨に書き替えた方がよいのではないか。	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 ・多様化、複雑化、深刻化する地域の課題に対応するために、高齢者、障害者、児童など対象ごとの既存の制度の枠にとらわれず、また、サービスを受ける個人だけでなくその人の家庭が複合的な問題を抱えている場合に家庭全体の総合的な支援を行う、新たな「地域福祉」のモデルづくりに取り組みます。</p> <p>【修正後】 ・多様化、複雑化、深刻化する地域の課題に対応するために、高齢者、障害者、児童など対象ごとの既存の制度の枠にとらわれず、また、サービスを受ける個人だけでなくその人の家庭が複合的な問題を抱えている場合に家庭全体の総合的な支援を行う、新たな「地域福祉」のモデルづくりに取り組みます。</p>
13	3	「・・・地域福祉の活動を『働き』として捉え直して、その活動への対価の受け渡し・・・」とあるが、これまで地域で行われてきたボランティアな活動からの転換の推進を意味するのか。	<p>これまでのボランティアな活動を否定するものではなく、例えば、定年退職後の高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かしたコミュニティビジネスビジネスの手法を取り入れることにより、地域の課題解決に取り組んでもらうなど、より支え手を増やす観点から、同時並行的にこうした観点の取組も進めていく必要があると考えており、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 地域住民が地域福祉のために行う活動を「働き」として捉え直し、その活動への対価の受け渡しなどにより、支え手よし・受け手よし・地域よしの「三方よし」となることを目指して、地域福祉の新たな支え手を増やす取組を進めます。</p> <p>【修正後】 地域住民が地域福祉のために行う活動について、これまでのボランティアな活動に加え、その活動に対する謝礼や報酬などを介して「働き」として捉えることにより、地域福祉の新たな支え手を増やす取組を進め、支え手よし・受け手よし・地域よしの「三方よし」となることを目指します。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
14	3	ボランティアの方々は「自分たちのまちを良くしよう」など善意で行っているため、その気持ちと「対価の受け渡し」がそぐわない印象を受ける。	これまでのボランティアな活動を否定するものではありません。 また、「対価」とは、支え手となる人が行う活動によりサービスを受ける人が謝礼や報酬として支払う利用料を想定していますが、利用料を伴わない場合もあると考えています。
15	3	「対価の受け渡し」はわかりづらく、ふさわしくない表現ではないか。	「対価」とは、支え手となる人が行う活動によりサービスを受ける人が謝礼や報酬として支払う利用料を想定しており、御意見を踏まえ13のとおり修正します。
16	3	「対価」とはどのような物を想定されているのか。	
17	3	現行の地域福祉支援計画の取組に関する総括・評価の上、そこから見えてくる課題の提示が必要です。 また、3つの指標（市町地域福祉計画策定率、福祉読本の活用率、健康福祉サービス自己評価実施率）の結果の提示が必要です。	現計画期間における現状については、計画の参考資料のとおり、様々なデータ等をもとに整理しており、こうしたデータをもとに審議会において審議いただいています。こうした現状を踏まえてまとめたものがこの原案であり、見えてきた課題について、基本的な認識は、第2章においてとりまとめています。 指標の結果については、3月17日の審議会において資料として提示していますので、ホームページをご覧ください。
18	3	山間部等、「三方よし」がなりたちにくい集落があると思うが、どう考えているのか。	人口減少が到来した本県では、山間部に限らず県内どこでも直面する課題と認識しております。こうした中で支え手を増やしていくにあたり、三方よしの概念を引用して取組の方向性を示したものです。大変大きな課題ですが、県民のみなさまとともに支え手を増やすよう取り組んでまいりたいと考えています。
19	4	「民協働」は重要ではあるが、「公私協働」はこれに「併せて」取り組むものなのか。公私協働のもと、民協働を促進していくものではないか。 地域の活性化よりも、豊かな地域づくりや安心して暮らせる地域づくりのほうが地域福祉的である。活性化は間違いではないが馴染まない。「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」と整合性を持たせて「豊かな地域づくり（滋賀づくり）」としたほうがよいのではないか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 さらには、協同組合や商工会、企業など地域のあらゆる主体との民協働を促し、併せて、公私協働で取り組み、地域の活性化にもつなげていくことが必要です。 【修正後】 さらには、協同組合や経済団体、企業など地域のあらゆる主体の参画のもと、公私協働で取り組み、また、地域の活性化や豊かな地域づくりにつなげていくことが必要です。
20	4	「市町との関係では、国や他都道府県の施策の動向などを適時・適切に市町に対して情報提供し、市町からの提案についても積極的な対話を通じて施策づくりに取り組むほか」を「市町に対しては、国や他都道府県の施策の動向などを適時・適切に情報提供するとともに、市町からの施策提案についても積極的な対話を通じてこれに取り組めます。」としてはどうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 また、市町との関係では、国や他都道府県の施策の動向などを適時・適切に市町に対して情報提供し、市町からの提案についても積極的な対話を通じて施策づくりに取り組むほか、近隣の市町同士が災害時などに相互に支え合う関係を築こうとする際に、必要に応じて県としても協力します。 【修正後】 市町に対しては、国や他都道府県の施策の動向などを適時・適切に情報提供するとともに、市町からの施策提案についても積極的な対話を通じて市町とともに取り組みます。
21	4	「近隣の市町同士が災害時などに相互に支え合う関係を築こうとする際に、必要に応じて県としても協力します」について、「近隣の市町同士が、災害時などに備えて相互に助け合う関係が構築されるよう、県としても積極的に協力します。」に修文してはどうか。	【修正後】 市町に対しては、国や他都道府県の施策の動向などを適時・適切に情報提供するとともに、市町からの施策提案についても積極的な対話を通じて市町とともに取り組みます。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
22	4	<p>「戦後、その時々々の社会問題を正面から受け止めて、先駆的に福祉実践に積極的に取り組んできた糸賀一雄氏をはじめとする先人たちの精神をしっかりと受け継ぎ、また、売り手（支え手）よし・買い手（受け手）よし・世間（地域社会）よしの「三方よし」の考えのもと、「すべての地域住民のために、すべての地域住民で支える『地域福祉』による共生社会の構築」を、<u>県民の皆様全員が参画する県民運動となるよう目指しながら推進していきます。</u>」を</p> <p>「戦後、その時々々の社会問題を正面から受け止めて、先駆的に福祉実践に積極的に取り組んできた糸賀一雄氏をはじめとする先人たちの精神を、<u>県としてしっかりと受け継ぐとともに、売り手（支え手）よし・買い手（受け手）よし・世間（地域社会）よしの「三方よし」の考えのもと、「すべての地域住民のために、すべての地域住民で支える『地域福祉』による共生社会の構築」を</u>目指し、<u>県民運動として推進していきます。</u>」としてどうか。</p>	御意見のとおり修正します。
第3章 基本理念と基本方針			
23	5	参画に加え協働が大事であることから、「多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進」としてどうか。	御意見のとおり修正します。また、併せて、関連箇所についても修正します。 【修正前】 多様な主体の参画による地域福祉の推進 【修正後】 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進
24	5	<p>「少子高齢化、単身世帯の増加、地縁の希薄化などにより、地域では、現行制度では対応しきれない生活に密着した様々な課題（例：買い物・ゴミ出し・移動の支援など）が顕在化しています。」を</p> <p>「少子高齢化、単身世帯の増加、地縁の希薄化などにより、既存の制度では対応しきれない生活上の様々な課題（例：孤立、買い物、ゴミ出し、移動の支援など）が顕在化しています。」としてどうか。</p>	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 近年、高齢者、障害者、児童など対象ごとの福祉制度が充実する一方で、少子高齢化、単身世帯の増加、 <u>地縁の希薄化などにより、地域では、現行制度では対応しきれない生活に密着した様々な課題（例：買い物・ゴミ出し・移動の支援など）が顕在化しています。</u> 【修正後】 近年、高齢者、障害者、児童など対象ごとの福祉制度が充実する一方で、少子高齢化、 <u>家庭や地域など社会とのつながりの希薄化・孤立化、高齢者の単身世帯の増加などにより、既存の制度では対応しきれない生活上の様々な課題（例：買い物・ゴミ出し・移動の支援など）が顕在化しています。</u>
25	5	「こうした様々な生活課題は、誰もがいつ経験するかわからない課題であり、すべての地域住民が自らの問題として受け止めて、地域のあらゆる主体が参画する中で解決に向かう仕組みを作っていくことにより、地域住民の将来の安心にもつながります。」を「こうした様々な生活課題を、すべての地域住民が自らの生活課題として捉え、地域のあらゆる主体が参画して、解決に向けた仕組みを創りあげていくことが、安心して暮らせる地域社会づくりにつながります。」に修正してどうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 こうした様々な生活課題は、誰もがいつ経験するかわからない課題であり、すべての地域住民が自らの問題として受け止めて、地域のあらゆる主体が参画する中で解決に向かう仕組みを作っていくことにより、地域住民の将来の安心にもつながります。 【修正後】 <u>こうした様々な生活課題を、すべての地域住民が自らの生活課題として捉え、地域のあらゆる主体が参画・協働して、解決に向けた仕組みを作りあげていくことが、安心して暮らせる地域社会づくりにつながります。</u>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
26	5	<p>地域住民と、地域住民である高齢者や障害者を区別する必要はあるのか。現に、地域活動を主体的に担っている人の多くは高齢者ではないか。（老人クラブの活動が典型的）</p> <p>「そのため、地域住民が主体となって、高齢者も障害者も時と場合に応じて支え手となりながら、誰にとっても何らかの居場所と出番があり、地域において人と人が支え合う関係（共助）を広げていくことが重要です。」としてはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 地域住民が主体となって、高齢者も障害者も時と場合に応じて支え手となりながら、誰にとっても何らかの居場所と出番があり、地域において、人と人が支え合う関係（共助）を広げていくことが重要です。</p> <p>【修正後】 地域住民が主体となって、福祉サービスを受けている高齢者、障害者、児童も時と場合に応じて支え手となりながら、誰にとっても何らかの居場所と出番がある地域において、人と人が支え合う関係（共助）を広げていくことが重要です。</p>
27	5	<p>「地域において人と人が支え合う関係」は、国では「互助」であり、介護保険に代表される社会保険制度及びサービスを「共助」としているが、県の「共助」の定義はどうなっているか。</p>	<p>本計画では、左記の「互助」および「共助」を含めて「共助」と整理しています。</p>
28	6	<p>社会的コストという言葉が唐突に登場するのでわかりづらい。地域住民が、同じ地域住民の立場とつながりから生活問題を早期発見、早期対応することによって、問題が深刻化を予防することが可能となり、そのことが、問題が深刻化した後に対応するためのコストに比べると低く済むという意味でないのか。</p> <p>「また、日頃から地域の住民同士がちょっとした変化に気づくような関係にあることで、必要な場合には適時に専門的な支援につなげることにより、問題の深刻化を防ぐことは可能となり、そのことが、深刻化した問題を解決するためにかかるコスト（社会的コスト）を低減させることにもつながります。」としてはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 また、日頃から地域の住民同士がちょっとした変化に気づくような支え合いの関係にあることで、その変化を近隣住民が共有しながら、必要な場合には適時に専門的な支援につなげることにより、問題の深刻化を防ぐとともに、<u>将来の社会的コストを低減させることも可能となります。</u></p> <p>【修正後】 また、日頃から地域の住民同士がちょっとした変化に気づくような関係にあることで、その変化を近隣住民が共有しながら、必要な場合には適時に専門的な支援につなげることにより、<u>問題の深刻化を予防することが可能となり、将来の社会の負担を低減させることにつながります。</u></p>
29	6	<p>地域福祉の推進は長年、各市町・地域において積み重ねてきたものであり、待ったなしの状況や早急に取り組むべきこととしての説明は違和感がある。「今後、ますます少子高齢化が進行することが見込まれる状況において、こうした予防的な観点による地域福祉施策の構築は、「待ったなし」の状況にあることから、改めて地域福祉をこれからの社会福祉施策として位置付け、誰もが分け隔てなく支え合う共生社会の構築に向けて、県民一丸となって取り組むことが必要です。」としてはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 こうした予防的な観点からも、<u>地域福祉の推進は早急に取り組むべき課題であり、待ったなしの状況にあることから、改めて地域福祉をこれからの福祉施策としてしっかりと位置付け、誰もが分け隔てなく支え合う共生社会の構築に向けて、県民一丸となって取り組むことが必要です。</u></p> <p>【修正後】 今後、人口減少がしばらく続くことが見込まれる状況において、<u>こうした予防的な効果も期待される地域福祉の推進は「待ったなし」の状況にあることから、改めて地域福祉をこれからの社会福祉施策の中心として位置付け、誰もが分け隔てなく支え合う共生社会の構築に向けて、県民一丸となって取り組むことが必要です。</u></p>
30	6	<p>「地域の多様な人々」とは、国籍、民族、障害やジェンダー等の多様性（ダイバーシティ）のことを示しているのか。「多様」多用されており、「多様」の意味づけを行う必要がある。</p>	<p>「地域の多様な人々」とは、御意見のとおりです。また、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 地域の多様な人々の多様な困りごと</p> <p>【修正後】 地域の多様な人々の様々な困りごと</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
31	6	「仕組み」と「場づくり」の関係がよくわからない。「場づくり」から「仕組み」へと展開していくのではないのか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 地域の多様な人々の多様な困りごとについて、その地域の人材やノウハウ、施設などの資源を有効に活用しながら解決する <u>仕組みや「場」づくり</u> を促進し、福祉によるまちづくりを通じて地域の活性化を目指します。 【修正後】 地域の多様な人々の様々な困りごとについて、その地域の人材やノウハウ、施設などの資源を有効に活用しながら解決する <u>「場」やその「場」を広げていくための仕組みづくり</u> を促進し、福祉によるまちづくりを通じて地域の活性化を目指します。
32	6	(単なる居場所ではない、地域の課題を話し合う「場」づくり)以降について、高齢者と子どもの世代間交流がまずあって、これに「加えて」住民の「誰もが」という文脈では、障害者は排除されるのかと解釈されかねない。また、「場」は「提供」されるものではなく、「創って」いくものではないか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 現在、国が示す地方創生の取組として「小さな拠点」の整備が掲げられていますが、この拠点の整備は、 <u>単に居場所の提供のみならず、例えば高齢者と子どもの世代間交流に加え、住民も含めて誰もが交流しながら、地域の課題を話し合う「場」を提供しようとするものです。</u> 【修正後】 現在、国が示す地方創生の取組として「小さな拠点」の整備が掲げられていますが、この拠点の整備は、 <u>居場所としてだけでなく、例えば高齢者と子どもの世代間交流など誰もが交流しながら、地域の課題を話し合う「場」を作ろうとするものです。</u>
33	6	「単なる居場所ではない」と書いてしまうと居場所を否定してしまうことになる。基本方針1では、居場所が大事と書いているので矛盾していることにもなる。	【修正後】 現在、国が示す地方創生の取組として「小さな拠点」の整備が掲げられていますが、この拠点の整備は、 <u>居場所としてだけでなく、例えば高齢者と子どもの世代間交流など誰もが交流しながら、地域の課題を話し合う「場」を作ろうとするものです。</u>
34	6	居場所は様々な形で自然発生的にできるものもあるが、文脈上は、行政しか居場所が提供できないと感じる。居場所の概念を広く捉えた方が良いのではないか。 また、「単なる居場所ではなく、地域の課題を話し合う『場』」とあるが、単なる居場所でも良く、そこから自然と地域の課題が話し合う場合もあるし、そうでない場合もある。ここで、「地域の課題を話し合う『場』づくり」まで言うと、単なる居場所は居場所ではないと捉えられてしまう。	
35	6	「地域に存在する多様な人々」は「地域の多様な人々」にしてはどうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 こうした取組により、 <u>地域に存在する多様な人々の多様な困りごとが見つかり、地域住民が参加する中で、その解決に向けた仕組みづくりが動き出すことが期待されており、県としては、こうした地域の課題を話し合う「場」の整備に取り組む市町や地域を支援していきます。</u> 【修正後】 こうした取組により、 <u>地域の多様な人々の様々な困りごとを同じ住民という立場の人が気づくことにつながり、その気づきを発端として、必要な場合には専門職とも協力しながら、困りごとの解決に向けた仕組みづくりが動き出すことが期待されており、県としては、こうした地域の課題を話し合っ解決に結び付ける「場」の整備に取り組む市町や地域を支援していきます。</u>
36	6	困りごとは「見つかる」ものか。誰が「見つける」のか主語があいまいである。人に言えず抱えている困りごとに、住民として互いに気づきあう場となるという意味ではないか。 話し合う「場」の整備に限定すると、課題解決へ向かう行動への展開が見えない。仕組みづくりにおいては、専門職との協働が必要ではないか。「こうした取組により、住民が抱えている多様な困りごとを、同じ住民という立場で気づくことにつながり、その気づきから、解決に向けて住民と専門職が一緒に取り組む仕組みづくりへと動き出すことが期待されており、県としてはこうした地域の課題を話し合い、解決に向けた活動を創り出す「場」の整備に取り組む市町や地域を支援していきます。」としてはどうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 こうした取組により、 <u>地域に存在する多様な人々の多様な困りごとが見つかり、地域住民が参加する中で、その解決に向けた仕組みづくりが動き出すことが期待されており、県としては、こうした地域の課題を話し合う「場」の整備に取り組む市町や地域を支援していきます。</u> 【修正後】 こうした取組により、 <u>地域の多様な人々の様々な困りごとを同じ住民という立場の人が気づくことにつながり、その気づきを発端として、必要な場合には専門職とも協力しながら、困りごとの解決に向けた仕組みづくりが動き出すことが期待されており、県としては、こうした地域の課題を話し合っ解決に結び付ける「場」の整備に取り組む市町や地域を支援していきます。</u>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
37	7	<p>「場づくり」が「まちづくり」につながるというのは論理の飛躍を感じる。また、まちづくりに「つながることも」ではなく、「つながることが」という趣旨でないか。</p> <p>「双方にとって良い解決策を」について、各分野と双方の関係性が不整合。</p> <p>「地域の関係者」とは、誰を指すのか不明確であり、まちづくりならば「公私」の関係者が「協働」することが必要ではないか。</p> <p>福祉課題を起点とした、まちづくりへの展開を主張するのであれば、「こうした観点から、地域課題の解決に向けた仕組みづくりでは、福祉以外の他の分野の課題から発想することも重視します。」は不要。</p> <p>「○また、地域の課題は多岐にわたることから、課題を話し合い、解決に向けて取り組む「場」の整備にあたっては、福祉分野のみならず、他の分野と連携して取り組むこと、つまり「まちづくり」の視点が必要です。</p> <p>○例えば、雇用、産業、教育などの分野と連携して、それぞれの人材やノウハウ、施設などの資源を活かすことにより、福祉分野だけではなく、それぞれの分野の課題やニーズにも応えることにつながります。そして、地域の公私の関係者が幅広く協働して地域社会に貢献し、地域の活性化を図ることが可能となります。」としてはどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>○ また、このような取組は、まちづくりにつながることも期待されます。地域の課題を話し合う「場」の整備にあたっては、こうしたまちづくりの視点に立って、福祉分野のみならず、他の分野と連携して取り組む必要があります。</p> <p>○ 例えば、雇用、産業、教育などと連携して、各分野の人材やノウハウ、施設などの資源を活用すると同時に、その分野の課題やニーズにも応えることで、双方にとって良い解決策を見出すことにより、地域の関係者が幅広く協働して地域社会に貢献し、地域の活性化を図ることが可能となります。</p> <p>○ こうした観点から、地域課題の解決に向けた仕組みづくりでは、福祉以外の他の分野の課題から発想することも重視します。</p> <p>【修正後】</p> <p>○ また、「場」の整備にあたっては、雇用、産業、教育などと連携して、各分野の人材やノウハウ、施設などの資源を活用すると同時に、福祉分野の課題やニーズにも応えることで、福祉分野だけでなく他方の分野にとっても良い解決策を見出すことにより、行政も含めた地域の関係者が幅広く参画・協働して地域社会に貢献し、地域の活性化を図ることが可能となります。</p> <p>○ このように、地域の課題を話しあって解決に結び付ける「場」の整備は、まちづくりにもつながることが期待されます。こうしたまちづくりの視点に立って、他の分野と連携し、福祉以外の分野の課題から発想することも重視します。</p>
38	7	<p>方針の表題「公私協働による新たな公的サービスの創造」を</p> <p>「制度のはざまを放っておかない公私協働による新たな公的サービスの創造」とした方が良い。</p>	<p>他の方針との文字数のバランスを考慮し、御意見については原案のとおりとし、本文において次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>滋賀の縁創造実践センターをはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、<u>地域福祉の新たな実践に取り組むとともに、新たな公的サービス（公助）としての制度化を目指します。</u></p> <p>【修正後】</p> <p>滋賀の縁創造実践センターをはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、<u>制度のはざまを放置しない地域福祉の新たな実践に取り組むとともに、新たな公的サービス（公助）としての制度化を目指します。</u></p>
39	7	<p>この計画は県の計画であり、主語は県となるので、</p> <p>「民間の福祉関係者との公私協働」ではなく、「民間の福祉関係者との協働」でよいのではないか。</p>	<p>「公私」協働の重要性を明確にするため、原案のとおりとします。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
40	7	「地域住民は、地域で生活している人にしか見えない課題を発見することができますが、それに対応するための専門的知識や資源の確保については、地域住民だけでは限界があります」を「地域住民は、地域で生活しているからこそ発見できる課題ができますが、課題解決のために必要な専門的知識や社会的な資源の確保については、地域住民だけでは限界があります。」に修正してはどうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 地域住民は、地域で生活している人にしか見えない課題を発見することができますが、それに対応するための専門的知識や資源の確保については、地域住民だけでは限界があります。 【修正後】 地域住民には、地域で生活しているからこそ発見できる課題がありますが、課題解決のために必要な専門的知識や社会的な資源の確保については、地域住民だけでは限界があります。
41	7	誰が「活用」するのか。「地域住民だけでは限界」があるから住民が活用するのか。策定主体の県であろうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 そのため、課題の解決を図るための新たな実践には、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする中心的な団体として位置付けられている社会福祉協議会の専門的知識やノウハウの活用が重要です。 【修正後】 そのため、課題の解決を図るための新たな実践には、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする中心的な団体として位置付けられている社会福祉協議会の専門的知識やノウハウが不可欠です。
42	8	「一方、行政においては」について、「一方」は不要。	見出しのとおり、ここでは「公」と「私」の役割を記載しています。「一方」までは「私」の役割を記載しており、ここではじめて「公」の役割に言及していることから、適切な表現であると考えており、原案のとおりとします。
43	8	「一方、行政においては」について、行政と県という表現を使い分けているのか。県としての取組ならば、県を主語にしてはどうか。	「一方」以降は、国、県、市町全ての役割と考えています。そのうえで、県としてこうしたことに積極的に取り組むものとして記載していることから、原案のとおりとします。
第4章 今後5年間の重点的取組			
44	9	家庭や地域の支援力だけでなく、従来の社縁（仕事での結び付き）も弱まっていることから、付け加えてはどうか。	地縁・血縁と社縁とでは、それぞれの抱える課題の背景が異なっており、その後の文脈にも直接かかわりがないことから、原案のとおりとします。
45	9	「サービスを受ける個人だけでなくその家庭の悩みもまるごと受け止めるとともに、入所施設や医療機関への長期間の入所・入院から地域生活への移行も促進する、新たな相談・支援の仕組みづくりが求められています。」を「サービスを受ける個人だけではなく、その家庭の悩みもまるごと受け止め、地域住民と分野を超えた専門職が地域ぐるみで総合的に支援する、トータルサポートの仕組みづくりが必要です。」としてはどうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 サービスを受ける個人だけでなくその家庭の悩みもまるごと受け止めるとともに、入所施設や医療機関への長期間の入所・入院から地域生活への移行も促進する、新たな相談・支援の仕組みづくりが求められています。 【修正後】 サービスを受ける個人だけでなくその人の家庭が複合的な問題を抱えている場合に家庭全体の総合的な支援を行ったり、入所施設や医療機関への長期間の入所・入院から地域生活への移行も促進したりする、新たな相談・支援の仕組みづくりが求められています。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
46	9	「こうした相談・支援の体制により、地域の課題を地域自らで解決できるよう、アドバイザーの派遣やフォーラムの開催等を通じて、地域の様々な組織や団体による課題の解決に向けたモデルとなる仕組みづくりを支援します。」を「併せて、地域における支援力を高めるために、アドバイザーの派遣やフォーラムの開催を通じて、地域の様々な組織や団体、専門職が協働して課題解決に取り組むモデルとなる仕組みづくりを支援します。」としてはどうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 こうした相談・支援の体制により、地域の課題を地域自らで解決できるよう、アドバイザーの派遣やフォーラムの開催等を通じて、地域の様々な組織や団体による課題の解決に向けたモデルとなる仕組みづくりを支援します。 【修正後】 すべての地域住民が地域の様々な問題を自らの問題として捉え、地域のあらゆる主体が参画・協働して、専門職の協力も得ながら解決に向けた相談・支援の仕組みを作ることができるよう、アドバイザーの派遣やフォーラムの開催等を通じて、モデルとなる仕組みづくりを行う地域の様々な組織や団体を支援します。
47	9	アドバイザーの派遣やフォーラムの開催等・・・とあるが、「リーダー養成」といったことも加えてはどうか。	第5章(1)②地域福祉コーディネーターの育成に御意見の趣旨が記載されていることから、原案のとおりとします。なお、リーダー養成については、これまでどおり、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。
48	9	地域福祉推進の課題として、子どもの貧困対策は大変重要。人口減少、少子化のなかで、子ども一人ひとりを大事にする取組を地域づくりの起爆剤もしくは重要なツールとして示し、県全体で促進していくことを明記することが必要ではないか。特に、孤立、困窮に苦しむ子どもを地域のなかで包み込み、貧困の連鎖を防ぎ自立を応援する取り組みについては、制度の枠におさまらない地域福祉実践であると考えている。	御意見を踏まえ、第4章の1の2つ目のボツと3つ目のボツの間に、以下の文章を追加するとともに、現在の3つ目のボツの冒頭に「県としては、」を追加します。 ・ <u>その際、滋賀の未来を担う子どもたちやこれから生まれてくる次の世代を応援する観点から、子ども一人ひとりを大事にし、貧困や孤立に苦しむ子どもとその家庭を包み込む地域づくりの視点が特に求められるものと考えます。</u> ・ <u>県としては、すべての地域住民が・・・</u>
49	10	「定年退職後の高齢者がそれまで培ってきた知識や経験を生かして、引き続き、形を変えて地域社会の中で「働き」続けることで、地域の課題解決に取り組んでもらうなど」について、「取り組んでもらう」という表現は、「やらせる」と受けとめられる表現である。また、「働き」については「働き」（社会参加、生きがい）とずる方がよい。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 例えば、定年退職後の高齢者がそれまで培ってきた知識や経験を生かして、引き続き、形を変えて地域社会の中で「働き」続けることで、地域の課題解決に取り組んでもらうなど、新たな支え手づくりに取り組みます。 【修正後】 例えば、定年退職後の高齢者がそれまで培ってきた知識や経験を生かして、引き続き、 <u>地域社会の中で形を変えた「働き」（社会参加）により生きがいを感じながら地域の課題解決に自ら関わるなど、新たな支え手づくりに取り組みます。</u>
50	10	今後5年間の重点的な取組で、障害者差別解消法をツールとして福祉文化づくりを進める発想は、滋賀らしさを感じさせ、賛意を表します。障がい者差別禁止条例が施行できていれば、さらに輝きのある地域福祉支援計画になったと思います。	県においては、糸賀一雄先生御生誕100年を契機に、障害のある人もない人も、これからの共生社会づくりについて共に考え、行動するための方策を検討する「共生社会推進検討会議」を設置しているところです。 この会議には、当事者団体をはじめ、障害福祉サービス事業者の方々、企業関係者、弁護士など、さまざまな立場の方に参画いただき、条例の必要性も含めて幅広く意見交換をお願いいたしており、引き続きこうした場を活用して議論を深めてまいりたいと考えております。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
51	10	この方針（重点的な取組）については、「法律の円滑な施行」にどう取り組むのかが、第5章の「取組みの方向性」の記述では分かりづらい。つまり、障害者差別解消法を「通じた」としているのに、その意味（込めた想い）があまり読み取れない。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 こうした法の目的や理念に基づいて、障害の有無にかかわらず、県民誰もが多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合う福祉文化づくりに向けて、法律の円滑な施行に取り組みます。 【修正後】
52	10	「多様な価値観を認め合う福祉文化づくり」は大切だと考えます。その取組の一つとして、障害者差別解消法があると考えますが、「法律の円滑な施行に取り組みます」とあると、少しニュアンスが違うと捉えられると感じます。	こうした法の目的や理念を県民にしっかりと理解してもらえよう周知・啓発等を行い、障害の有無にかかわらず、県民誰もが多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合う福祉文化づくりに取り組みます。
第5章 取組の方向性			
1 共生の地域福祉の推進			
53	11	「従来の制度、分野を越えて地域の課題を解決するためには、必要な支援を実施するためのスタッフや業務をコーディネートできる人材が重要であることから、市町における地域福祉コーディネーターの育成と資質の向上を図り、住民が必要とする様々な支援の相互調整により、迅速な解決につなげます。」を「従来の制度、分野を越えて地域の課題を解決するためには、アウトリーチによるSOSの受け止めを行い、地域の関係者とともに支援策をつくり、支援をコーディネートできる人材が重要であることから、市町における地域福祉コーディネーターの育成と資質の向上を図り、住民が必要とする様々な支援の相互調整と開発により、迅速な解決につなげます。」に修正してはどうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 ・従来の制度、分野を越えて地域の課題を解決するためには、必要な支援を実施するためのスタッフや業務をコーディネートできる人材が重要であることから、市町における地域福祉コーディネーターの育成と資質の向上を図り、住民が必要とする様々な支援の相互調整により、迅速な解決につなげます。 【修正後】 ・従来の制度、分野を越えて地域の課題を解決するためには、 <u>アウトリーチの考え方にたつてニーズを捉え、課題の見立てを行うとともに、必要な支援を実施するためのスタッフや業務をコーディネートし、場合によっては新たな支援策を地域の関係者とともにつくることのできる人材が重要です。</u> このため、市町における地域福祉コーディネーターの育成と資質の向上を図り、住民が必要とする様々な支援の相互調整や開発により、迅速な解決につなげます。
54	11	地域福祉コーディネーターの育成と資質の向上とありますが、地域における多様な福祉課題に対応するため、地域福祉コーディネーターの果たすべき役割は大変重要と思いますが、実際、各市町における設置状況はどのようになっているのか把握されていますか？ また、「育成」や「資質向上」は大切なことだと思いますが、設置を含めて財政的な「支援」ということは必要ではないですか。	地域福祉コーディネーターは各市町が設置するというものではなく、市町職員、市町社協職員、介護福祉専門員、民生委員・児童委員など様々な方がその役割や立場を超えて担っていただくものと考えています。 このため、県では滋賀県社会福祉協議会へ地域福祉コーディネーター等の養成研修を実施しています。（滋賀県社会福祉協議会へ委託）

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
55	12	県が直接小地域福祉活動を推進するものではなく、支援者であるべき。また、何をどう進めるか不明確となっている。	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>③小地域福祉活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会や小学校区など生活の場である身近な地域を単位として、誰もが安心して、生きがいをもって生活できる地域づくりに向け、住民が力を合わせ、また社会福祉協議会等の専門機関と協力し合いながら進める、住民主体の小地域福祉活動を推進します。 <p>【修正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会や小学校区など生活の場である身近な地域を単位として、誰もが安心して、生きがいをもって生活できる地域づくりに向け、住民が力を合わせ、また社会福祉協議会等の専門機関と協力し合いながら進める、住民主体の小地域福祉活動について、先進事例を紹介すること等により、地域における活動を促進します。
56	12	小地域福祉活動の推進に関して、住民同士の支え合いの精神に基づく活動ではあるが、その基盤が脆弱化している中、行政のコミュニティ施策の在り方も含め、小地域福祉活動を推進するため初期投資としての公的助成も行政の支援方策としては有効ではないか。	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民が地域福祉活動を行うに当たっては活動資金が必要ですが、その活動は住民同士の支え合いに基づくものであることから、活動資金についても住民自ら負担するが、<u>自ら集めることが原則であると考えます。このため、県としては、必要な資金を継続的に確保するための仕組みについて、好事例を収集しその普及を図ります。</u> <p>【修正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民が地域福祉活動を行うに当たっては活動資金が必要ですが、その活動は住民同士の支え合いに基づくものであることから、活動資金については原則として住民自ら負担したり、<u>集めたりすることが、事業を継続していくためには必要と考えます。そうした中で、県としては、必要な資金を継続的に確保するための仕組みについて、好事例を収集しその普及を図ります。</u>
57	12	「対価の受渡し」を方針に掲げるのであれば、活動資金について、行政としてただ好事例を提供するだけでは足りないのではないか。	対価とは謝礼や報酬を想定しており、原則として、利用者である住民自ら負担するか、自ら集めることが事業を継続するためには必要と考えます。
58	12	「①地域の要配慮者情報の共有と避難体制の整備の推進」に以下を追加されたい。 「災害時における、県域、広域（福祉圏域）、市町域での要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携により支援できるように、平常時から県域の支援者および当事者が連携し、協議を行うことを目的として設立された『滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議』と連携した災害時における要配慮者支援対策を推進します。」	<p>御意見を踏まえ、①地域の要配慮者情報の共有と避難体制の整備の推進、に以下のとおり追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難および避難生活について、<u>関係者が連携して支援を行うことができるよう、当事者も含めた避難支援関係者による平常時からのネットワークの構築に取り組みます。</u>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
59	12	<p>「②災害ボランティア活動の促進」について、滋賀県防災計画に「災害ボランティアへの支援」が定められている。その内容で「県が実施する対策」を踏まえ、次のように文言を整理したらどうか。</p> <p>「災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、県災害ボランティアセンター（事務局 滋賀県社会福祉協議会）が平常時から市町における災害ボランティアセンター体制づくりや災害ボランティア活動に必要な学習資料や資機材の整備等の活動環境整備を進めます。</p> <p>・併せて、災害ボランティア活動を支援する災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアセンター中核運営支援者等の支援者の養成や地域における人材養成を支援します。」</p>	<p>滋賀県の考え方</p> <p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 大規模災害時に円滑にボランティア活動が行えるよう、滋賀県および滋賀県社会福祉協議会が運営する県災害ボランティアセンターの活動を推進するとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成や防災訓練を実施することにより、災害に備えた支援体制づくりを進めます。</p> <p>【修正後】 災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、滋賀県および滋賀県社会福祉協議会が運営する滋賀県災害ボランティアセンターにおいて、平常時から市町における災害ボランティアセンター体制づくりや災害ボランティア活動の環境整備を進めます。</p> <p>・併せて、災害ボランティア活動を支援する災害ボランティアコーディネーター者等の支援者の養成や地域における人材養成を支援します。</p>
2 担い手づくり			
60	14	<p>「地域の自治会」に限定せず、「身近な地域」としたらどうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 ・小・中・高等学校における福祉読本の活用や体験学習、また地域の自治会における福祉学習を推進し、生涯にわたったノーマライゼーション理念の普及に努め、県民一人ひとりの行動につなげます。</p> <p>【修正後】 ・小・中・高等学校における福祉読本の活用や体験学習、また身近な地域における福祉学習を推進し、生涯にわたったノーマライゼーション理念の普及に努め、県民一人ひとりの行動につなげます。</p>
61	15	<p>「③生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進」は、いずれも誰を対象としているのかが不明確である。児童・生徒なのか、すべての住民なのか。対象を明確にすべき。</p>	<p>タイトルのとおり「生涯にわたる」ものとして、すべての住民を対象としていますので、原案のとおりとします。</p>
62	15	<p>県ボランティアセンターは県社会福祉協議会の運営するセンターである。県の立場からは、県ボランティアセンターの基盤整備や運営、活動の支援がその役割になるのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 県ボランティアセンターにおいて、市町ボランティアセンターと連携し、人材の育成や、情報提供、情報交換、相談等を実施します。だれもがボランティア情報に気軽に接することのできる環境づくり、ボランティア団体、NPOなどが相互に交流・研究する場の提供を進め、ボランティア活動の裾野の拡大を図ります。</p> <p>【修正後】 滋賀県社会福祉協議会が運営する滋賀県ボランティアセンターにおいて、市町ボランティアセンターと連携し、人材の育成や、情報提供、情報交換、相談等を実施されるよう支援します。だれもがボランティア情報に気軽に接することのできる環境づくり、ボランティア団体、NPOなどが相互に交流・研究する場の提供を促進し、ボランティア活動の裾野の拡大を図ります。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
63	15	「福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうために」を「福祉・介護サービスの社会的役割の理解とともに、職業としての魅力を啓発するために」としてはどうか。	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>・若い世代に対して、福祉・介護サービスの意義や重要性を理解してもらうために、滋賀県介護・福祉人材センターなどによる職場体験の場の提供や学校等への訪問活動を推進します。</p> <p>【修正後】</p> <p>・若い世代に対して、福祉・介護サービスの社会的役割の重要性や、職業としての魅力を啓発するために、滋賀県介護・福祉人材センターなどによる職場体験の場の提供や学校等への訪問活動を推進します。</p>
64	15	①若者の進路選択支援において、「滋賀の縁創造実践センター」で取り組んでいる「ふく楽カフェ」等大学と連携した先輩福祉従事者と学生が対話し交流する場づくりについても記載してほしい。	御提案のあった事例も含めて県内のよい取組については、計画本文とは別に、計画の中でコラム等の形式により紹介することを考えており、その中で検討します。
65	16	高齢者、障害者、児童など全ての分野において人材育成と確保が大きな課題となっていますが、とりわけ、現場の実態としては、特に障害者福祉分野の人材不足が顕著であり、特に充実に努めることを記載することが望ましい。	<p>御意見を踏まえ、②多様な人材の参入促進、に以下のとおり追記します。</p> <p>・人材不足については、高齢者、障害者、児童の各分野にそれぞれの課題があることから、こうした課題に対応する人材の確保・定着に取り組みます。</p>
66	16	④社会福祉関係者の資質の向上で、多職種連携のチームづくりを促進する取組（例：縁塾）も加えてほしい。	御提案のあった事例も含めて県内のよい取組については、計画本文とは別に、計画の中でコラム等の形式により紹介することを考えており、その中で検討します。
67	16	実務者研修受講の条件整備については、平成27年度の国補正予算により実務者研修受講費用の貸付が想定されている。また、離職者に対する再就職準備金等も想定されており、これらの国の施策を加味した内容とすべきではないか。	<p>実務者研修受講費用の貸付については、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>・働きながら実務者研修等を受講できるよう、代替職員の確保に向けた支援を実施します。</p> <p>【修正後】</p> <p>・働きながら介護福祉士実務者研修等を受講できるよう、代替職員の確保に向けた支援を行うとともに、介護福祉士修学資金等貸付制度により、福祉人材のキャリアアップを促進します。</p> <p>また、離職者に対する再就職準備金については、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>潜在的有資格者の再就職支援や就職説明会の開催等により、多様な人材の確保に努めます。</p> <p>【修正後】</p> <p>再就職準備金貸付制度による潜在的有資格者の再就職支援や就職説明会の開催等により、多様な人材の確保に努めます。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
3 安心のサービス利用			
68	18	権利擁護は、地域福祉権利擁護事業という狭い部分だけでよいのか利用者だけでよいのか等、全体的に再検討、調整すべき点があるのではないか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 ① 権利擁護事業の推進 ・ 権利擁護の取組にあたっては、日常の見守り活動等により支援を必要とする人をしっかりと把握し、利用者との信頼関係に留意しつつ、法的対応などの専門研修の実施により、質の高い相談対応を促進します。 ・ 地域福祉権利擁護事業は、サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりという本来の役割に沿った利用を進めます。
69	18	「地域福祉権利擁護事業は、サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりという本来の役割に沿った利用を進めます。」を「地域福祉権利擁護事業は、サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かり等のサービスを通じた地域社会における自立支援につながるよう推進します。」にしてください。	・ 権利擁護に関する地域住民の理解と認識を高め、権利侵害問題の未然防止や早期発見を図るため、積極的な広報啓発を行います。 ・ 民生委員・児童委員が行う見守り活動の活性化により、権利擁護事業の適切な利用を進め、判断能力が不十分な人への地域生活支援を促進します。 【修正後】 ① 権利擁護の推進 ・ 権利擁護に関する地域住民の理解と認識を高め、権利侵害問題の未然防止や早期発見を図るため、積極的な広報啓発を行います。 ・ 地域福祉権利擁護事業の取組にあたっては、日常の見守り活動等により支援を必要とする人をしっかりと把握し、事業の利用者との信頼関係に留意しつつ、法的対応などの専門研修の実施により、質の高い相談対応を促進します。 ・ また、サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かり等により、地域社会における自立支援につながるようその利用を促進します。 ・ 民生委員・児童委員が行う見守り活動の活性化により、地域福祉権利擁護事業の適切な利用を進め、判断能力が不十分な人への地域生活支援を促進します。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
70	18	圏域権利擁護センターや後見支援センターの整備とバックアップに関する県の役割を示した方がよいのではないか。	御意見の件については、市町、社会福祉協議会、法務局、関係団体等とともに、今後検討していきたいと考えております。
71	18	「成年後見制度の活用促進」について、取組の方向性の記載として、担い手の問題解決に向けた内容を盛り込む必要があるのではないか。	御意見の件については、市町、社会福祉協議会、法務局、関係団体等とともに、今後検討していきたいと考えております。
72	18	「(3) 苦情解決の仕組み」について、「③ 障害者差別解消支援地域協議会の整備・障害者差別解消法の円滑な施行を図るため、同法第17条に定める障害者差別解消支援地域協議会を組織し、障害者差別に関する相談、紛争の防止・解決に的確に応じるとともに、障害の有無にかかわらず、県民誰もが多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合う福祉文化づくりに向けて、啓発活動に取り組みます。」を加えてはどうか。	<p>いただいた御意見と「第4章 今後5年間の重点的な取組」の「3 障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり」の趣旨を踏まえ、「第5章 取組の方向性」の「1 共生の地域福祉の推進」に以下を追加します。</p> <p>【追加】 (3) 障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり ① 障害者差別解消支援地域協議会の整備 ・ 障害者差別に関する相談等についての情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして障害者差別解消支援地域協議会を整備します。 ② 多様な価値観を認め合う福祉文化づくりの推進 ・ 障害者差別解消支援地域協議会における相談事例等の共有により、差別事例の発生を予防する取組や構成機関等による周知・啓発の取組の検討を進めるなど、障害の有無に関わらず、県民誰もが多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合う福祉文化づくりに取り組みます。</p>
73	18	「運営適正化委員会から（県知事等へ）通知をした事案については的確に対応」する県行政の役割があり、これは「運営適正化委員会の運営」の内容ではないため、「② 運営適正化委員会の運営」を「② 適正な苦情解決の促進」とすべきではないか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 ② 運営適正化委員会の運営 【修正後】 ② 適正な苦情解決の促進
74	18	滋賀県社会福祉協議会に設置した運営適正化委員会とすべき。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】 ・ 事業者段階での解決が困難な苦情に対しては、滋賀県社会福祉協議会内に設置した運営適正化委員会により、中立・公正な立場から事情調査や助言、あっせんを行うとともに、運営適正化委員会から通知を受けた事案については的確に対応し、苦情の適切な解決に努めます 【修正後】 ・ 事業者段階での解決が困難な苦情に対しては、滋賀県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会により、中立・公正な立場から事情調査や助言、あっせんが行われます。県としては、運営適正化委員会から通知を受けた事案については的確に対応し、苦情の適切な解決に努めます。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
75	19	③「社会福祉法人の情報公開の推進」では、地域に根ざした社会福祉法人としての事業活動ができる経営体制の確立、事業活動の実施に対して積極的に指導、助言を行うことが必要ではないか。	社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、提供する福祉サービスの向上および事業経営の透明性の確保が求められることから、社会福祉法人の運営状況等について指導監査を行っているところであり、原案のとおりとします。
第6章 計画に係る指標			
76	20	今回の計画では指標が減っています。3つの重点的な取組に沿った指標、あるいは3つの取組の方向性に沿った指標が必要ではないでしょうか。	本計画は、社会福祉法に基づき、市町の地域福祉計画の達成に資するために策定するものであるという趣旨に立ち返って今回指標を見直すこととし、市町の地域福祉計画の策定および改定の促進を目標としています。
第7章 計画の進行管理			
参考資料			
77	37	審議会答申書で「結果を別添のとおり」とありますが、ないため答申内容がどのようなものであった教えていただきたい。	県のホームページ (http://www.pref.shiga.lg.jp/e/kenko-f/shingikai.html) に掲載されているので、そちらを御覧ください。

